

## 令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフッティング		
税目	法人税		
要望の内容	<p>国内金融機関の国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフッティングを図ること。</p>		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めること。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、支店形態による海外進出がグローバルスタンダードとなっており、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフッティングを図る必要がある。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一 百万円 (一 百万円) (一 百万円)	

今回 の要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	—
		—	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	